

審査請求に対する裁決に関する件

令和2年（2020年）5月28日提出

札幌市長 秋元克広

市長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定に基づく費用返還決定を受けたにもかかわらず、納期限までに返還すべき額を納付しない者（以下「審査請求人」という。）に対し、令和元年10月15日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定に基づく督促処分を行った。

これに対し、審査請求人から、令和2年1月15日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求がなされたが、審査請求人の主張には理由がなく、当該督促処分に違法又は不当な点はないので、これを棄却する裁決をしたいから、地方自治法第231条の3第7項の規定により議会に意見を求める。

記

1 審査請求人

札幌市白石区在住者

2 審査請求に係る処分

地方自治法第231条の3第1項の規定に基づく督促処分

3 審査請求の要旨

生活保護法第63条の規定に基づく費用返還決定が適正に行われていないことから、上記2の処分は、取り消されるべきである。